

地方交付税の安定的確保を求める意見書

地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものである。

国の地方財政計画はアベノミクス効果により地方税の増収が見込まれるとの前提で、地方交付税を減額している。多くの地方自治体は、必死に行財政改革に取り組み、行政サービスの維持・向上を図っている。今後、国の財政事情のみばかりが優先され、地方交付税を削減して地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊することになる。

また、課税客体が偏在化しているため、地方税が増収となる時期には、自治体間で税収格差が広がる懸念もある。

よって本市議会は、国会及び政府に対し、今後とも地方交付税を安定的に確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を十分に維持していくことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

泉 大 津 市 議 会

送付先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、地方創生担当大臣、財務大臣